

# 点検実施要領（例）

## 1 定期点検

### 1-1 目的

本点検は、有害物質の地下浸透防止を目的とし、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項に基づき実施する。

### 1-2 点検体制

点検は、点検担当者<sup>(氏名)</sup>\_\_\_\_\_が実施、結果を記録する。  
点検実施責任者<sup>(氏名)</sup>\_\_\_\_\_は、結果の確認を行う。点検の結果、異常が確認された場合は、速やか補修・措置を講じる。

### 1-3 点検対象

点検の対象は、有害物質使用特定施設（有害物質使用貯蔵施設）本体、施設の床面及び周囲、付帯する設備、使用の方法とする。（別表-1（様式 2-2）、別図-1（平面図）を参照）

### 1-4 点検方法

別表-1（様式 2-2） のとおり

### 1-5 点検頻度

別表-1（様式 2-2） のとおり

### 1-6 点検記録の保存期間

点検記録は、3年間保存する。

## 2 定期点検以外の異常及び漏えい確認時

### 2-1 異常及び漏えい確認時の対応

異常及び漏えいを確認した者は、直ちに点検実施責任者<sup>(氏名)</sup>\_\_\_\_\_に連絡し、必要な措置を講じる。また、異常及び漏えいの内容等について「異常及び漏えいの記録簿」に記録する。

### 2-2 記録の保存期間

異常及び漏えいの記録は、3年間保存する。

## 3 点検方法（湛水試験）

- ① 試験を行う範囲のバルブ、止水栓を閉める。
- ② 槽、配管等を一定水位まで、湛水する。
- ③ 槽、配管等の水位を測定（もしくは上端からの距離を測定）し、記録する。
- ④ \_\_\_\_\_時間以上、湛水状態を保つ。
- ⑤ 再度、槽、配管等の水位を測定（もしくは上端からの距離を測定）し、記録する。
- ⑥ 時間（日）あたりの水位変動を計算する。
- ⑦ 過去の測定結果や、他の槽の測定結果と比較し、漏えいの有無を判断する。